

マネロン・テロ資金供与防止のための基本方針

愛知県警察信用組合

当組合は、マネーロンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）防止を最重要経営課題の一つと位置づけ、その基本方針を以下の通り明確にして内部管理態勢を構築してまいります。

1 組織体制

当組合は、マネロン・テロ資金供与防止について、統括責任者を理事長、統括管理者を専務理事とし、所管部署を業務部とします。

2 顧客の管理

当組合は、顧客との取引時確認に際して、公的地位等の顧客属性に則した対応策を実施するなど、マネロン・テロ資金供与のリスクを自ら適切に特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずる「リスクベースアプローチ」の考え方に則った適切な措置を講じます。

3 外部組織との連携

当組合の金融サービスを不正に利用されることを防ぐため、警察当局その他外部機関との連携に努めます。

4 知識習得及び意識向上

当組合は、全役職員向けの研修を適宜実施するとともに、マネロン・テロ資金供与防止専任担当者向けの外部研修を定期的受講させるなどして、マネロン・テロ資金供与防止に関する知識習得及び意識向上を図ります。

5 内部監査の実施

当組合は、マネロン・テロ資金供与防止に係る各種対策の遵守状況を定期的に監査し、その結果を踏まえてさらなる態勢の改善に努めます。

平成30年12月10日 制定